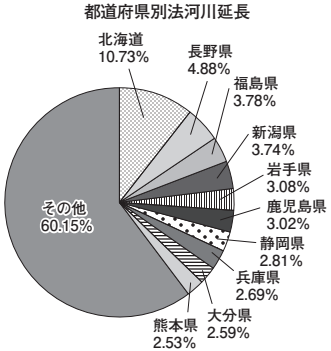


ホ 都道府県別法河川延長

一級河川、二級河川、準用河川の総延長144,099.6kmを都道府県別にみると、次に示すとおりである。
一位は北海道（15,458.8km）で、総延長の約11%を占め、以下延長の長い順に長野県、福島県、新潟県、岩手県、鹿児島県、静岡県、兵庫県、大分県、熊本県となっている。



※グラフのパーセント数値は、小数点第3位で四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

4-1-2 河川数等

(1) 河川法の適用を受ける河川調 (令和7年4月30日現在)

河川種別	水系数	河川数	河川延長 (km)	流域面積 (km ²)	摘要
一級河川	109	14,089	88,109.7	240,641	
		指定区間外のみ 235	指定区間外 10,694.6		
		指定区間のみのみ 13,201 両区間混在 653	指定区間 77,415.1		
二級河川	2,710	7,090	35,876.8	107,492	
うち指定河川	11	18	58.3		
北海道	0	0	0.0		
沖縄県	11	18	58.3		
合 計	2,819	21,179	123,986.5	348,133	

(2) 河川法の準用を受ける河川調 (令和7年4月30日現在)

河川種別	都道府県数	市町村数	河川数	河川延長 (km)	摘要
準用河川	47	1,096	14,361	20,113.1	